**宇多津町****対象施設一覧（香川県感染拡大防止協力金と同じ）**

別表2

**社会生活を維持する上で必要な施設**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 施設 | 休止要請 | コード番号 | 要請内容等 |
| 食事提  供施設 | 飲食店 | 営業時間の 短縮要請 | 201 | 【要請内容】  適切な感染防止対策の協力を要請、営業時間短縮の協力を要請。  ・営業時間の短縮については、これまで夜８時以降から朝５時までの間に営業している店舗に対して、朝５時から夜８時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜７時までとすることを要請。（宅配・テークアウトを除く。） |
| 料理店 | 営業時間の 短縮要請 | 202 |
| 喫茶店 | 営業時間の 短縮要請 | 203 |
| 和菓子・洋菓子店 | 営業時間の 短縮要請 | 204 |
| タピオカ屋 | 営業時間の 短縮要請 | 205 |
| 居酒屋 | 営業時間の 短縮要請 | 206 |
| 飲食店 | 営業時間の 短縮要請 | 201 |
| 料理店 | 営業時間の 短縮要請 | 202 |